

【審議会の概要】

岩出市の環境をまもる審議会について

（目的）

平成12年岩出町条例第25号で告示された岩出市の環境をまもる条例に基づき、良好な環境を保全するための施策等について、住民や学識経験者の意見を反映し、円滑な事業運営に資することを目的として、下記内容について市長の諮問を受け、審議・答申を行います。

- （１） 良好な環境の保全に関する基本的事項に関すること。
- （２） 良好な環境を保全するために講ずる施策に関すること。

（審議会委員の構成）

- （１） 市議会議員
- （２） 地区区長会長
- （３） 学識経験を有する者
- （４） 前３号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

このうち委員の互選によって、会長が選出されます。

（委員の任期）

２年